



平成 25 年 12 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社エル・シー・エーホールディングス
代表者名 代表取締役社長 笹部 高廣
(コード：4798 東証第二部)
問合せ先 取締役 田中 英男
(TEL (IR専用)：03-3539-2587)

証券取引等監視委員会による本日の発表に関するお知らせ

1. 証券取引等監視委員会の勧告について

証券取引等監視委員会（以下、「監視委員会」といいます。）のホームページによりますと、平成 25 年 12 月 4 日付にて監視委員会より内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、弊社に対し 3 億 5,329 万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告した旨の発表がなされておりますのでお知らせいたします。

また、併せて、同日付で監視委員会は、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規程に基づき、訂正報告書及び訂正届出書の提出命令を発出するよう勧告した旨の発表がなされておりますのでお知らせいたします。

なお、監視委員会の発表内容の詳細につきましては監視委員会ホームページをご参照下さい。

2. 本件勧告に対する対応について

(1) 本件勧告によりますと、平成 21 年 5 月期に、土地及び建物等を現物出資財産とする第三者割当増資を行うに当たり、当該現物出資財産を構成する土地及び建物の一部につき評価額を過大にし、投資不動産及び純資産額を過大に計上するなどしていたとされております。

(2) しかしながら、弊社は疑義の根拠となっている事実を把握するため、現在弊社と利害関係を有しない法律、会計、不動産鑑定それぞれの分野における専門家で構成される第三者調査委員会による調査段階であり、また、平成 25 年 11 月 29 日付「本日の一部報道について」でもお知らせしております通り、その第三者委員会の不動産鑑定士とは別の、当社に関係のない不動産鑑定士が出した当時に遡った鑑定評価では、指摘を受けている当時の評価額を上回る数字も頂いております。

また、監視委員会より訂正を勧告されている数字の根拠も現時点では判明しておりません。

(3) 監視委員会における本件勧告は、現時点において、上記(2)に記載した事実と相反した事実関係の認定を根拠にしたものと思われ、弊社としては誠に遺憾であります。

弊社は、現時点では、設置した第三者委員会の結論も出ていない状況では、今後予定されております関東財務局における聴聞手続や金融庁における審判手続においては、当社の正当性を主張し、公正かつ客観的な判断を求める方針ではありますが、第三者委員会の答申内容をよく検討した上で、不正な事実が万一判明した場合は、速やかに事実の詳細についてお知らせするとともに指摘された開示書類等の訂正を行う方針であります。

3. その他

仮に本件勧告に沿った訂正を行った場合の影響額は、連結、単体ともに平成 26 年 5 月期営業利益、経常利益に増減はありません。平成 26 年 5 月期における資本金・資本準備金は 422 百万円減少、投資不動産も同額減少することが見込まれますが、この数字に関しましては、今後精査し相違が生じる場合には速やかにお知らせいたします。

以上